

（軸重等）

第四条の二 自動車の軸重は、十トンを超えてはならない。

- 2 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（その軸距が一・三メートル以上であり、かつ、一の車軸にかかる荷重が九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トンを超えてはならない。
- 3 自動車の輪荷重は、五トンを超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの（当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。）の輪荷重にあつては、この限りでない。